# CAFC、合理的ライセンス料に基づく損害賠償金算出に関する地裁判断を否定

2025年5月29日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）大法廷は、5月21日、EcoFactor, Inc.（EcoFactor社）対Google LLC（Google社）事件において、損害賠償額の算出に関する地裁判断を覆し、差し戻し審を命じた[1]。

本件では、EcoFactor社側損害賠償専門家による合理的ライセンス料に関する証言の採否が争点の一つとなっていた。

＜地裁判断・本件の経緯＞

- 本件は、EcoFactor社の保有するサーモスタット（温度調節）技術に関する特許をGoogle社製品が侵害したとして提起された特許権侵害訴訟である。
- 本件の損害賠償額の算定に際して、EcoFactor社側損害賠償専門家は、EcoFactor社が他3社と締結したライセンス一括支払契約に際して提示したライセンス料率を、合意された合理的なライセンス料であるとし、Google社の支払うべき損害賠償金算定の基礎とされるべき旨証言した。
- Google社は、本件特許の有効性を争うとともに、上記証言について十分な根拠事実に基づくものでなく妥当性に欠くとして、連邦証拠規則（Federal Rule of Evidence）702規則などに基づき排除されるべき旨主張していた。
- 地裁は、特許の有効性を維持するとともに、Google社の上述の主張も退け、陪審が認定した約2,000万ドルの賠償をGoogle社に命じた。
- Google社は、地裁判決を不服として控訴した。

＜CAFCの判断＞

CAFCは、専門家の証言排除に関するGoogle社の主張を認め、以下のとおり地裁に差し戻し審を命じた。

- EcoFactor社側損害賠償専門家が算定に用いたライセンス料率は、同社が提示したライセンス料率であり、最終的に各ライセンシーにより合意されたものということはできない。
- EcoFactor社CEOが、ライセンス一括支払契約の締結に際して、同社の誰も各ライセンシーの売上高を知ることができなかったと証言していることからも、一括支払額が当該ライセンス料率を基に算出されたともいえない。
- EcoFactor社側損害賠償専門家による合理的ライセンス料に関する証言は連邦証拠規則（Federal Rule of Evidence）702規則(b)の要求する十分な根拠事実に基づくものとはいえず、これを採用した地裁の判断は訴訟指揮を誤ったものといえる。そして、排除されるべきであった当該証言が陪審における損害賠償額の算定に影響しなかったということはできない。

[1] https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/23-1101.OPINION.5-21-2025_2518737.pdf

なお、損害賠償額算定を除く論点については、地裁判断が支持されている。

CAFC 大法廷による本判決を受けて、知財関係者からは、今後被告側により損害賠償専門家の証言について根拠の不足・妥当性の欠如が争われる場面が多くなることが予想され、地裁においてこれら主張の適否を必要以上に厳しく評価するために時間と手間を要することになるのではないかとの声がある。

（以上）